

答 申 案 件 の 概 要

件名		自動車リサイクル法に基づく〇〇〇〇に対する行政調査及び行政処分の有無及び内容が分かる文書についての不開示決定処分に対する異議申立て (情報公開・個人情報保護審査会答申第41号)					
経緯	開示請求年月日	平成27年 8 月11日	異議申立年月日	平成27年10月16日	担当課	開 示 決 定 等	環境政策課
	開示決定等年月日	平成27年 8 月21日	諮 問 年 月 日	平成27年11月 9 日		異 議 申 立 て	環境政策課
対 象 行 政 文 書		〇〇〇〇に対する行政調査及び行政処分の有無及び内容が分かる文書					
本 件 処 分 の 内 容		不開示決定 (不開示理由) 青森県情報公開条例（平成11年12月 青森県条例第55号。以下「条例」という。）第 7 条第 4 号（法人等情報）該当 開示請求された行政文書について、当該行政文書の存否を答えること自体が、事業を営む個人の正当な利益を害するおそれがあり、条例第 7 条第 4 号により不開示とすべき情報を開示することとなるので、条例第10条により当該行政文書の存否を答えることができないため。					
異議申立ての趣旨		本件処分を取り消すとの決定を求める。					
審 査 会 の 結 論		青森県知事（以下「実施機関」という。）は、「〇〇〇〇に対する行政調査及び行政処分の有無及び内容が分かる文書」のうち、「行政処分の有無及び内容が分かる文書」について行った不開示決定は、これを取り消すべきである。					
審査会の判断要旨							
		(1) 条例第 7 条第 4 号本文該当性 ア 一般的に、事業者が行政調査ないし行政処分を受けた事実の有無が明らかにされた場合は、当該事業者において違法行為等の不適切な行為があったのではないかと推測され、その結果、当該事業者の社会的評価の低下を招き、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。 イ 実施機関は、行政調査の有無及び内容については、公表していないとのことである。よって、<u>本件対象文書のうち、行政調査の有無及び内容に関する文書は、条例第 7 条第 4 号本文に該当する。</u> ウ 一方、実施機関は、行政処分を行った場合は、使用済自動車等の適正な再資源化を確保するため、使用済自動車が適正な登録・許可業者に引き渡しができるよう、被処分者に関する事項、不利益処分内容及び不利益処分の理由を公表することとしているとのことであった。よって、<u>行政処分の有無及び内容については、公表慣行があるものと認められ、本件行政文書のうち、行政処分の有無及び内容に関する文書は、条例第 7 条第 4 号本文に該当しない。</u> (2) 条例第 7 条第 4 号ただし書該当性 ア 本件行政文書のうち、行政処分の有無及び内容に関する文書は、上記(1)により、条例第 7 条第 4 号本文に該当しないので、条例第 7 条第 4 号ただし書該当性については、行政調査の有無及び内容に関する文書についてのみ検討する。 イ 条例第 7 条第 4 号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、例外的に開示するものとして「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を規定しているが、これは、同号本文に該当する情報であっても、公益上の観点から、開示することの利益が、不開示とする利益に優越するものについては、例外的に開示することとしたものである。					

ウ しかし、過去において行政調査を受けたことが、開示請求時点という現在における、県民の生命、健康、生活又は財産に対する重大な危険に直ちに結びつくものとは言えず、本件対象文書を開示することが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとまでは言えない。

エ よって、本件対象文書が、条例第7条第4号ただし書に該当するとは認められない。

(3) 条例第10条該当性

ア 行政調査の有無及び内容については、公表の慣行がないことから、本件対象文書の存否を明らかにするだけで、当該特定事業者が行政調査を受けた事実の有無が明らかとなり、条例第7条第4号の不開示情報を開示することになる。

イ よって、行政調査の有無及び内容が分かる文書については、条例第10条に基づき、行政文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行った実施機関の判断は、妥当であると認められる。

ウ 一方、行政処分については、当該情報について公表する慣行があり、条例第7条第4号に該当しないことから、当該文書の存否についてまで応答を拒否したことは妥当ではない。

<結論>

以上のことから、行政処分の有無及び内容が分かる文書について行った不開示決定は、これを取り消し、その存否を明らかにした上で、改めて開示、不開示の判断をすべきである。